資料2

第６次沖縄県国土利用計画（素案）の概要

県土・跡地利用対策課
令和８年10月

○国土利用計画の概要（全国計画、都道府県計画、市町村計画）

1　国土利用計画の性格と役割

国土利用計画は、国土利用計画法第2条に示す国土利用の基本理念に即し、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、長期にわたって安定した均衡ある国土の利用を確保することを目的として策定される最も基本的な計画であり、行政上の指針となるものである。

同計画は、全国計画、都道府県計画、市町村計画から構成されており、都道府県計画は全国計画を基本とし、市町村計画は都道府県計画を基本とする。

※直接開発の根拠となる計画ではない

※一言で表現すると「土地利用の長期構想」

2　国土利用計画の計画事項[§令第１条：(全国、都道府県、市町村計画の計画事項)]

⑴　国土の利用に関する基本構想

「１ 国土利用の基本方針」

「２ 地域類型別（都市、農山漁村、自然維持地域）の国土利用の基本方向」

「３ 利用区分別（農地、森林、宅地等）の国土利用の基本方向」

⑵　国土利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

【利用区分：農地、森林、原野等、水面等、道路、宅地、その他　の７区分】　【地域：北部、中部、南部、宮古、八重山】

⑶　上記⑵に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

（国土の保全と安全性の確保、持続可能な国土の管理　等）

3　第6次県計画策定の経緯

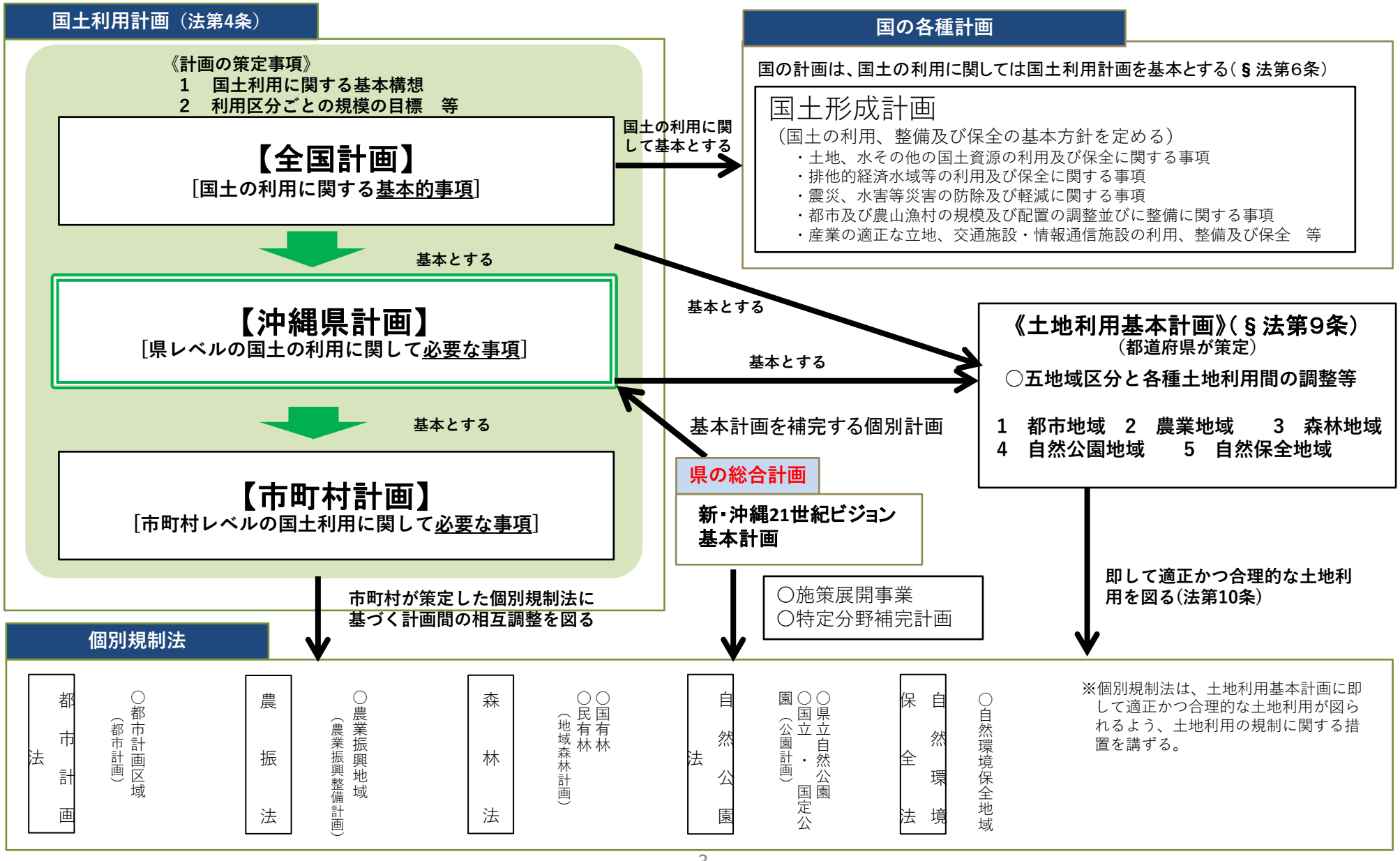
人口減少などを背景とした国土の管理水準の悪化等の国土利用上の課題に対応するため、令和５年７月に第６次全国計画が策定され、新たな国土の利用・管理のあり方等について基本方針が示された。

全国計画を基本とする県計画についても、令和９年に改定時期を迎えることから、第６次県計画の策定を行うものである。

（参考）全国計画と県計画の策定状況

	全国計画 策定年月日(基準年次･目標年次)	沖縄県計画 策定年月日(基準年次･目標年次)
第1次	昭和51年5月18日［閣議決定］ （昭和47年・昭和60年）	昭和53年11月［決定］ （昭和51年・昭和60年）
第2次	昭和60年12月17日［閣議決定］ （昭和57年・昭和70年<平成7年>）	昭和63年1月13日［決定］ （昭和60年・昭和70年<平成7年>）
第3次	平成8年2月23日［閣議決定］ （平成4年・平成17年）	平成8年12月27日［決定］ （平成4年・平成17年）
第4次	平成20年7月4日［閣議決定］ （平成16年・平成29年）	平成21年3月31日［決定］ （平成16年・平成29年）
第5次	平成27年8月14日［閣議決定］ （平成24年・平成37年）	平成30年2月28日［決定］ （平成27年・平成39年）
第6次	令和5年7月28日［閣議決定］ （令和2年・令和15年）	改定作業中（R8年度内） （令和6年・令和19年）予定

○国土利用計画の概要　国土利用計画関係体系図



第6次沖縄県国土利用計画の策定方針

1．第5次沖縄県国土利用計画（平成30年2月策定）を基本に記述内容を改定する。

2．国の基本方針（令和5年7月第6次改定）に準じて、以下は引き続き県の基本方針とする。
① 地域全体の利益を実現する県土利用・管理
② 土地本来の災害リスクを踏まえた賢い県土利用・管理
③ 健全な生態系の確保によりつながる県土利用・管理

3．県独自の基本方針である以下も、引き続き県の基本方針とするが、内容は新・沖縄21世紀ビジョン基本計画を踏まえた記述に改定する。
④ 駐留軍用地跡地利用の推進
⑤ 新・沖縄21世紀ビジョン基本計画の推進に資する県土利用

4．国の新たな基本方針である横断的方針の以下は、県の新たな基本方針とする。
⑥ 県土利用・管理DX
⑦ 多様な主体の参加と官民連携による県土の県民的経営

5．その他
第2章の規模の目標の更新（基準年次：令和6年、目標年次：令和19年とする）
参考：第5次沖縄県国土利用計画の基準年次：平成27年、目標年次：平成39年、策定：平成29年度

第6次沖縄県国土利用計画概要（案）

※青字は第5次県計画からの改定部分
※赤字は、骨子案からの修正部分

1. 県土利用をめぐる基本的条件の変化と課題

社会状況の変化・県土の管理水準維持及び向上
・人口動態の変化と地域的な偏在
・低未利用土地空き家の増に対し県土を荒廃させない取組の推進

災害に対する脆弱性の解消と危機への対応
・自然災害を被りやすい地域
・気候変動の影響による水害等の激甚化頻発化
・居住地をより安全な地域に誘導

自然環境や景観等の悪化と新たな実現に向けた対応
・良好な自然環境の喪失・劣化。
・再エネ導入と地域社会との共生
・景観等の保全、再生、創出

米軍施設・区域の返還状況、駐留軍用地跡地利用の推進
・SACO最終報告
・県土構造を再編する好機
・返還にあたる各種課題の存在

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画の着実な推進
・県土利用を総合的かつ計画的に行う必要

共通する課題　デジタルの徹底活用　多様な主体の参加と官民連携による地域課題の解決

2. 県土利用の基本方針

県独自方針

【1. 地域全体の利益を実現する最適な県土利用・管理】
・都市機能等の中心部や生活拠点等への集約
低未利用土地等の利用
・優良農地の確保、集積
・森林の整備及び保全　等

【2. 土地本来の災害リスクを踏まえた賢い県土利用・管理】
・ハードとソフトを適切に組み合わせた防災・減災対策
・災害ハザードエリアの開発抑制
ライフライン等の多重性確保　等

【3. 健全な生態系の確保と景観の保全によりつながる県土利用・管理】
・広域的な生態系ネットワークの形成
・地下水を含む健全な水循環の維持・回復　等

【4. 駐留軍用地跡地利用の推進】
・総合的かつ計画的な跡地利用
・新たな経済活動の拠点形成や自然環境の保全

【5. 新・沖縄21世紀ビジョン基本計画の推進に資する県土利用】
・地域拠点間を結ぶ交通ネットワークの構築
・自立型経済の構築に向けた取組の推進

1～5に共通する基本方針

【6. 県土利用・管理DX】
・デジタル技術の徹底活用による国土利用・管理の効率化・高度化　等

【7. 多様な主体の参加と官民連携による県土の県民的経営】
・土地の公共的管理の促進、利用拡大に向けた官民連携の促進　等

3. 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

1　県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標（仮）
・基準年次：R6　・目標年次：R19　・人口：約147万人→約144万人　・世帯数：約65万世帯→約68万世帯
・利用区分ごとの規模の目標（百ha）※R6基準値：農地359→320　森林1,062→1,055　宅地169→185　（R19の目標値は関係機関照会により変更可能性あり）

2　地域別の概要
・北部、中部、南部、宮古及び八重山の5地域に区分し、R19における地域別の利用区分ごとの規模の目標を記載

4. 必要な措置の概要

○公共の福祉の優先
○土地利用関連法制等の適切な運用
○土地の有効利用・転換の適正化（土地利用転換の基本的な考え方等）
○県土の保全と安全性の確保（自然災害への対応等）
○自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保（カーボンニュートラルの実現 等）
○持続可能な県土の管理（拠点都市機能の充実等）
○県土の県民的経営の推進（多様な主体による県土の適切な管理を推進 等）
○県土に関する調査の推進（地籍調査、生物の分布情報）
○計画の効果的な推進

第6次沖縄県国土利用計画素案の構成

第1章　県土の利用に関する基本構想

1　県土利用の基本方針

（1） 基本理念
（2） 県土の特性
（3） 県土利用をめぐる基本的条件の変化と課題
（4） 県土利用の基本方針

2　地域類型別の県土利用の基本方向

（1） 都市
（2） 農山漁村
（3） 自然維持地域

3　利用区分別の県土利用基本方向

（1） 農地
（2） 森林
（3） 原野等
（4） 水面・河川・水路
（5） 道路（一般道路、農道及び林道）
（6） 宅地（住宅地、工業用地、その他の宅地）
（7） その他の土地利用

第2章　県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

1　県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標
2　地域別の概要

第3章　第2章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

1　公共の福祉の優先
2　土地利用関連法制等の適切な運用
3　土地の有効利用・転換の適正化
4　県土の保全と安全性の確保
5　自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保
6　持続可能な県土の管理
7　県土の県民的経営の推進
8　県土に関する調査の推進
9　計画の効果的な推進

第6次沖縄県国土利用計画素案の概要

第1章　県土の利用に関する基本構想（主な記載事項）

1（1）基本理念

公共の福祉の優先、自然環境の保全、地域の各種条件に配意、県土の均衡ある発展を図る（国土利用計画法第2条）

1（2）県土の特性

広大な海域に点在する160の「島しょ」、亜熱帯海洋性気候、類をみない自然環境的特性、広大な米軍施設・区域の存在

1（3）県土利用をめぐる基本的条件の変化と課題

ア 社会状況の変化に伴う県土の管理水準の維持及び向上	イ 災害に対する脆弱性の解消と危機への対応	ウ 自然環境や景観等の悪化と新たな目標実現に向けた対応	県独自 エ 米軍施設・区域の返還をめぐる状況と駐留軍用地跡地利用の推進	県独自 オ 新・沖縄21世紀ビジョン基本計画の着実な推進
● 生産年齢人口の減、高齢者人口の増、地域的な偏在が進展 ● 低未利用土地や空き家の増加など土地利用効率の低下懸念 ● 荒廃農地の増加、所有者不明土地の増加　等	● 自然災害を被りやすい脆弱な県土構造 ● 気候変動の影響により風水害等の激甚化・頻発化 ● 防災・減災対策の強化、災害に備えた土地利用の推進　等	● 自然環境の保全・再生・継承及び持続可能な利用を目指す必要 ● 生物多様性の損失を止め反転させる ● 脱炭素島しょ社会の実現に向けた取組　等	● SACO最終報告、統合計画による返還合意 ● 駐留軍用地は市街地を分断する形で存在 ● 駐留軍用地跡地利用は県土構造を再編する好機、返還後の速やかな事業着手に向けた各種課題　等	● 県土利用を総合的かつ計画的に行う必要性 （県国土利用計画は、県レベルの国土利用に関して必要な事項を定める、県の総合計画を補完する位置づけ）

ア～オ に共通する課題

カ　デジタルの徹底活用	キ　多様な主体の参加と官民連携による地域課題の解決

第6次沖縄県国土利用計画素案の概要

第1章1（4） 県土利用の基本方針

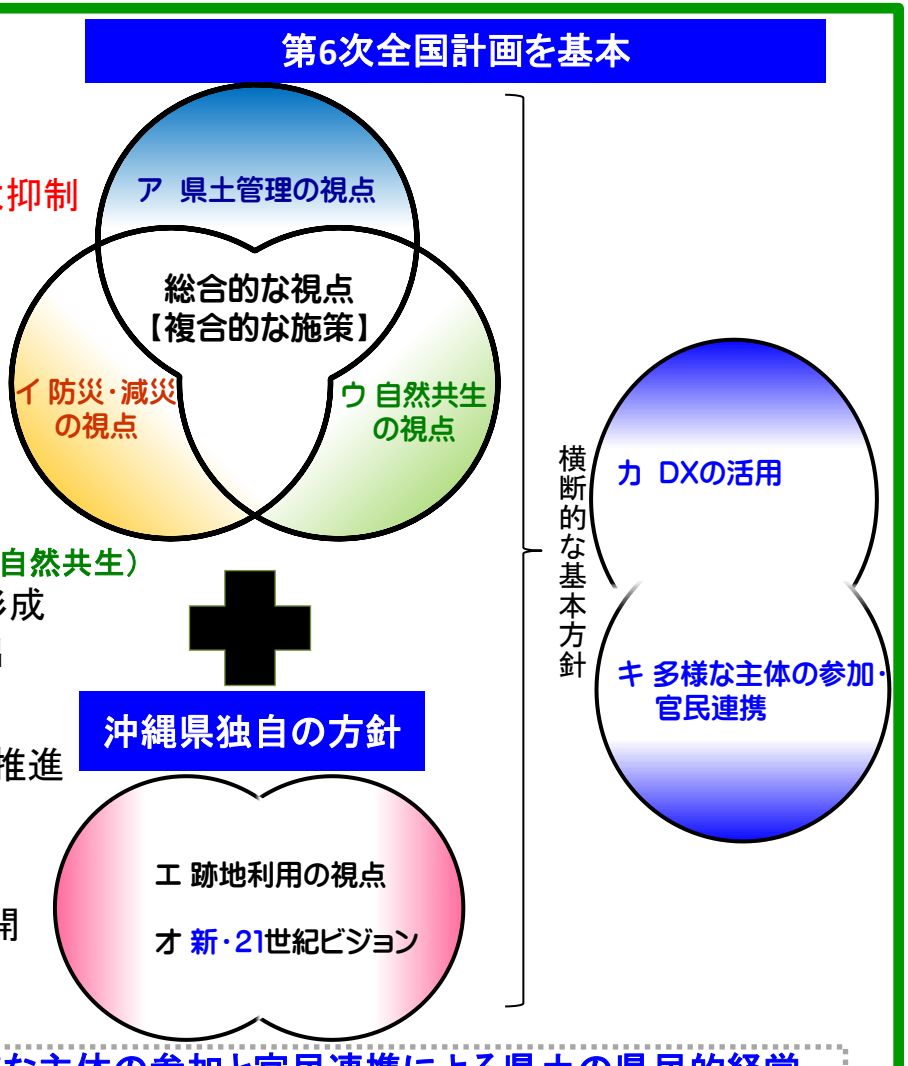
ア 地域全体の利益を実現する県土利用・管理（県土管理）
- 低未利用土地や空き家等の有効利用や高度利用、土地利用の最適化
- 行政、福祉、商業等の土地機能や居住を集約、市街地の無秩序な拡大抑制
- 優良農地の確保、担い手への農地集積・集約
- 水辺空間や陸域への特定外来生物等侵入防止、健全な水循環の維持

イ 土地本来の災害リスクを踏まえた賢い県土利用・管理（防災・減災）
- ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策
- 災害ハザードエリアの開発抑制、より安全な地域へ居住等を誘導
- 経済社会上重要な諸機能の適正配置やバックアップの推進

ウ 健全な生態系の確保と景観の保全等によりつながる県土利用・管理（自然共生）
- 森・里・まち・川・海のつながりを確保した広域的な生態系ネットワーク形成
- 美しい集落やまちなみなど、個性豊かな美しい景観の保全、再生、創出

エ 駐留軍用地跡地利用の推進（跡地利用）
- 振興発展に大きな可能性を持つ空間 ・早期事業着手に向けた取組を推進

オ 新・沖縄21世紀ビジョン基本計画の推進に資する県土利用
- 人と環境に優しいまちづくりを推進
- 新たな公共交通システムなど基盤整備やネットワーク機能の強化を展開



◆ ア～オに共通する横断的な2つの基本方針（新規項目）

カ 県土利用・管理DX
- デジタル技術を活用し、県土の現況把握・見える化、まちづくり等の課題解決推進。県土利用・管理の効率化
- 各主体が所有するデータのオープンデータ化や連携を促進

キ 多様な主体の参加と官民連携による県土の県民的経営
- 地域の発意と合意形成を基礎として、民間企業等の多様な主体の参加や官民連携による取組を促進
- 多様な主体が連携した地域の課題解決や土地の公共的管理の促進、官民連携の取組推進

第6次沖縄県国土利用計画素案の概要

第1章2　地域類型別の県土利用の基本方向

「都市」「農山漁村」「自然維持地域」は、互いに独立して存在するものでなく、相互貢献や連携により相乗効果を生み出し、空間の質的向上を図ることが重要。

(1) 都市

○中心市街地の空洞化や都市の活力低下が課題
○既成市街地において、街路、公園などの公共空間の整備を官民一体で取り組む。
○集約化した都市間のネットワークを充実させ、都市や農山漁村の機能分担や対流を促進
○災害に強い都市構造を形成するため、機能の分散配置、ライフラインの多重性・代替性確保を推進
○健全な水循環の維持又は回復等により都市活動による環境負荷の小さい都市の形成を目指す
○住宅と農地が混在する地域では、良好な居住環境と営農環境の形成を進め、都市農地の保全を図る
○新たな土地需要に対しては、低未利用土地の再利用を優先し、農地や森林からの転換を抑制

相互貢献・連携

(2) 農山漁村

○農山漁村は、県土の保全等の県民全体の生活を支える多様で重要な機能を有している
○人口流出や高齢化により、農林水産業の活力低下や集落機能の維持が困難
○日常生活に不可欠な施設等を集め、周辺地域と公共交通ネットワークでつないだ「小さな拠点」の形成
○里地里山や沿岸の干潟等、持続的な農林水産業を通じて生物多様性保全に貢献する取組を推進
○健全な水循環の維持・回復、農地の集積・集約・良好な管理、鳥獣被害対策等による集落を維持

相互貢献・連携

(3) 自然維持地域

○自然環境が持つ価値と脆弱性を認識。保存・再生を基本とし、持続可能な利用との両立を図る
○陸域・水辺環境の保全及び野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性の確保
○特定外来生物等や野生鳥獣による生態系への被害防止や自然環境データの整備等による対策を進める
○環境容量の考え方のもと、自然と共生できる適正な利用を図る
○生物多様性の取組を社会に浸透させ、自然環境の保全・再生・活用を進める

第6次沖縄県国土利用計画素案の概要

第1章3　利用区分別の県土利用の基本方向

⑴　農地
- 生産性の高い活力ある農業の確立のため、必要な優良農地の確保と整備
- スマート農業の加速化による生産性の向上とともに、食料・農業の生産力向上と持続性の両立を図る

⑵　森林
- 行政だけでなく、NPOや企業など多様な主体による整備及び保全を促進
- 原生的な森林生態系や希少な野生生物が生息・生育する森林等について、適正な保護及び保全を図る
- 森林の持つ多面的機能の維持・増進を図るため、長期的な視点に立った計画的かつ適切な森林の整備及び保全を推進

⑶　原野等
- 貴重な自然環境を形成しているものは、生態系や景観の維持の観点から保全、その他は適正な利用を図る

⑷　水面・河川・水路
- 水資源開発、河川改修や農業水利施設の整備等に必要な用地の確保
- 施設の適切な維持管理・更新や水面の適正利用による既存用地の持続的な活用を推進

⑸　道路（一般道路、農道及び林道）
- ハシゴ道路、重要物流道路や那覇都市圏の交通容量拡大など体系的な幹線道路ネットワークの構築に取り組む
- 予防保全によるメンテナンスの早期移行、施設の再編・強靭化の取組を通じて既存用地の持続的な利用を推進
- 整備及び維持管理に当たっては、道路の安全性、快適性、防災機能の向上、希少な動植物の保全等周辺環境に十分配慮

⑹　宅地（住宅地、工業用地、その他宅地）
- 人口動態や高齢化等の変化に対応した秩序ある市街地形成、生活関連施設の計画的な整備、良好な居住環境の形成推進
- 整備に際して、自然環境に配慮し土地利用の高度化、低未利用土地の活用、空き家の活用・除去を推進し、必要な用地を確保
- 産業・物流インフラ整備状況の動向等を踏まえ、環境の保全等に配慮しつつ必要な用地の確保

⑺　その他（公用・公共用施設用地、レクリエーション用地、低未利用土地、沿岸域、米軍施設・区域）
- 公用・公共用施設は、県民生活上の重要性とニーズの多様化を踏まえ、環境の保全に配慮して必要な用地を確保
- 都市の低未利用土地は、居住用地や事業用地等としての再利用や防災用地、自然再生のためのオープンスペースとして活用
- 荒廃農地は、農地として再生を図る、再生困難なものは地域の状況に応じて、自然環境の再生を含め農地以外への誘導を図る
- 本県の海域の重要性を踏まえ、漂着ゴミ対策、汚濁負荷対策の推進を図り、海岸の保全を進める
- 返還が予定されている米軍施設・区域は、沖縄振興のための貴重な空間として、地域特性を踏まえて跡地利用を促進

第6次沖縄県国土利用計画素案の概要

第2章　県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

1　県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

単位(ha)

	第6次県計画			第5次県計画(参考)			
	令和6年 (基準年次) [A]	令和19年 (目標年次) [B]	増減 [C]=B-A	平成27年 (基準年次) [D]	平成39年 (目標年次) [E]	対目標増減 [F]=E-D	対現況(R6) 増減 [G]=A-D
1. 農地	35,900	32,032	△ 3,868	38,600	37,335	△ 1,265	△ 2,700
2. 森林	106,248	105,558	△ 690	106,727	106,940	213	△ 479
3. 原野等	6,539	6,539	0	6,466	6,466	0	73
4. 水面等	3,425	3,539	114	3,347	3,370	23	78
5. 道路	11,851	12,285	434	11,511	11,922	411	340
6. 宅地	16,988	18,550	1,562	15,820	16,834	1,014	1,168
(住宅地)	*(11,024)*	*(11,510)*	(486)	*(10,495)*	*(10,819)*	*(324)*	*(529)*
(工業用地)	*(576)*	*(736)*	(160)	*(569)*	*(704)*	*(135)*	*(7)*
(その他の宅地)	*(5,389)*	*(6,304)*	(915)	*(4,756)*	*(5,311)*	*(555)*	*(633)*
7. その他	47,260	49,708	2,448	45,642	45,244	△ 398	1,618
合計	228,211	228,211	0	228,112	228,112	-	99

○第6次県計画の見込み

・宅地以外は、概ね第6次全国計画のトレンドと同様になるものと考えられる。

・全国計画では、世帯数の伸びが減少に転じることから、住宅地は減となっている。しかし、沖縄県の世帯数は、当面増加傾向にあることから、住宅地はやや増え続けるものと考えられる。

※全国トレンド:「「農地」が5.3%減、「森林・道路」の面積が0.3%増、「原野等・水面等」は横ばい、道路は3.5%増、「宅地」は0.5%増(住宅地が0.8%減、工業用地が6.3%増、その他宅地は横ばい)、「その他」(荒廃農地・雑種地)は3%増

規模の目標の地域別の概要

(単位:ha)

利用区分＼年次	上段():令和6年(基準年次) 中段:令和19年(目標年次) 下段:差(R19-R6)				
	本島北部地域	本島中部地域	本島南部地域	宮古地域	八重山地域
農地	(6,628)	(1,923)	(8,300)	(11,481)	(7,585)
	5,367	915	7,699	11,045	7,006
	▲ 1,261	▲ 1,008	▲ 601	▲ 436	▲ 579
森林	(52,590)	(4,209)	(9,020)	(3,713)	(36,716)
	52,323	4,221	9,045	3,252	36,717
	▲ 267	12	25	▲ 461	1
原野等	(8)	(0)	(21)	(1,807)	(4,704)
	8	0	21	1,807	4,704
	0	0	0	0	0
水面・河川・水路	(1,499)	(365)	(576)	(216)	(769)
	1,551	369	591	255	773
	52	4	15	39	4
道路	(3,193)	(2,151)	(3,151)	(2,044)	(1,289)
	3,222	2,242	3,256	2,257	1,308
	29	91	105	213	19
宅地	(2,493)	(6,170)	(5,939)	(1,243)	(1,144)
	2,771	6,724	6,276	1,461	1,318
	278	554	337	218	174
住宅地	(1,683)	(3,981)	(4,000)	(764)	(594)
	1,758	4,157	4,177	798	620
	75	176	177	34	26
工業用地	(62)	(237)	(243)	(21)	(14)
	83	252	353	29	19
	21	15	110	8	5
その他の宅地	(748)	(1,952)	(1,696)	(458)	(536)
	930	2,315	1,746	634	679
	182	363	50	176	143
その他	(16,137)	(11,564)	(10,429)	(2,086)	(7,038)
	17,305	11,911	10,549	2,513	7,418
	1,168	347	120	427	380
合計	82,547	26,382	37,437	22,590	59,244

注 (1) 数値は概数面積であり、一部の境界未定値は含んでいない。
(2) 四捨五入の関係で、合計値がそれぞれの内訳を積算したものと一致しない。

第６次沖縄県国土利用計画素案の概要

第2章2　地域別の概要

地域区分	構成市町村
北部地域	名護市　国頭村　大宜味村　東村 今帰仁村　本部町　　恩納村 宜野座村　金武町　伊江村 伊平屋村　伊是名村
中部地域	宜野湾市　沖縄市　うるま市　読谷村 嘉手納町　北谷町　北中城村 中城村　　西原町
南部地域	那覇市　浦添市　糸満市　豊見城市 南城市　与那原町　南風原町 渡嘉敷村　座間味村　粟国村 渡名喜村　南大東村　北大東村 久米島町　八重瀬町
宮古地域	宮古島市　多良間村
八重山地域	石垣市　竹富町　与那国町

※新・沖縄21世紀ビジョン基本計画の圏域区分に即して5区分とする

ア　北部地域
- やんばるの森は、世界自然遺産に登録された優れた自然環境を有している
- 円滑な交通ネットワークの整備、クルーズ船受け入れ態勢の整備等港湾機能強化
- 農業は、耕畜連携や環境負荷低減など自然環境の保全と産業振興が両立する地域形成

イ　中部地域
- 中心市街地の衰退、慢性的な交通渋滞等が発生、駐留軍用地による空間的な制約
- 東西連絡や拠点都市間の移動の円滑化のため体系的な幹線道路網の構築推進
- 都市近郊型農業の促進等環境と調和した持続的生産体制の構築

ウ　南部地域
- 戦後に無秩序に形成された密集市街地や交通渋滞といった都市問題・防災上の課題が存在
- 計画的な土地利用に基づく住宅地や商業地等の適正配置のもと、円滑な交通網の形成推進
- 都市近郊型農業の促進、環境保全型農業の拡大、生産拡大とブランド化を進める

エ　宮古地域
- 郊外への大型店舗や住宅地の立地に伴う市街地の空洞化、周辺離島等で過疎・高齢化
- 中心市街地の活性化、まちなか居住を促進、市街地の回遊性を高める
- 資源循環型農業を推進、生産性及び品質向上、拠点産地の育成に取り組む。各種生産基盤の整備等や赤土流出問題の対策を推進し、農地保全及び環境負荷低減を図る

オ　八重山地域
- 石垣港を中心とした地域と空港跡地を中心とした地域までを都市の骨格軸とし、中心市街地の拠点性を高める
- 津波災害警戒区域からより安全な地域への居住誘導が課題、空港跡地の活用
- 港湾の機能強化のため、必要な整備を推進。漁港施設等の適切な管理や整備を推進。
- 農業は、各種生産基盤の整備推進、既存施設の再編・更新、農業用水の有効活用等を促進。防風林整備や赤土等流出問題対策を推進、農地保全及び環境負荷の低減を図る

第6次沖縄県国土利用計画素案の概要

第3章　第2章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

必要な措置の概要

1　公共の福祉の優先
○県土の利用は、公共の福祉を優先させ地域の条件等を踏まえて総合的かつ計画的に行う

2　土地利用関連法制等の適切な運用
○国土利用計画法や関連する土地利用関連法の適切な運用等を通じ、適正な土地利用の確保と県土資源の適切な管理を図る

3　土地の有効利用・転換の適正化
○低未利用土地及び空き家等を含む既存住宅ストック等の有効利用
○無電柱化、既存道路空間の再配分等による道路空間の有効利用
○所有者不明土地の増加抑制、低未利用土地の有効利用
新○地域の持続性確保につながる産業集積の促進を図るための土地利用転換（地方創生の観点）

4　県土の保全と安全性の確保
○流域内の土地利用との調和等に配慮した、治水施設や砂防施設等の整備などの県土保全施設の整備と維持管理を推進
○災害リスクの高い地域の把握、公表、土地利用制限を行う規制区域の指定促進

5　自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保
○高い価値を有する自然環境は、厳格な行為規制や保全活動等により適正な保全を図る
○二次的自然は、生物多様性の保全が図られている区域の認定等を通じて自然環境の維持・形成を図る
○森・里・まち・川・海のつながりを確保した広域的な生態系ネットワークの形成
新○地域共生型の太陽光・バイオマス等の再エネの面的導入

6　持続可能な県土の管理
○都市の集約化に向け、地域の状況に応じ、都市機能や居住を都市中心部や生活拠点等への誘導
○生産性の高い活力ある農業の確立のため、優良農地を確保、農地の集積・集約を推進。多様な担い手による営農を促進し荒廃農地の解消・発生防止
○森林の持つ多面的機能の発揮や地域活性化のための森林造成技術等の研究開発を推進
○水環境の改善等の施策の推進、ダムの長寿命化計画の策定

7　県土の県民的経営の推進
○所有者のほか、公的機関、地域住民、企業、NPOなど多様な主体の参画のほか、環境保全活動への寄与等の取組を推進

8　県土に関する調査の推進
○県土に関する基礎的な調査の推進と総合的な利用
○県土への理解を促すため調査結果の公表及び啓発を図る

9　計画の効果的な推進
○新・沖縄21世紀ビジョン基本計画とあわせて、本計画がその目的を達するよう効果的な施策を講ずる。
○各種指標を用いた県土利用の現況等の分析
新○ 県土の現状を正確に把握した上で、デジタル技術を活用し、調査結果の普及啓発を図る